

Jヴィレッジ  
全天候型サッカー練習場新営工事  
(実施設計・施工一括発注)  
公募型プロポーザル募集要項

平成 28 年 3 月

福島県企画調整部

# 目 次

1	目的	- 1 -
2	本工事の概要	- 1 -
(1)	工事名	- 1 -
(2)	発注者	- 1 -
(3)	工事場所	- 1 -
(4)	整備対象施設	- 1 -
(5)	対象業務	- 1 -
(6)	要求水準	- 1 -
(7)	履行期間	- 1 -
(8)	提案上限価格	- 2 -
3	実施設計及び施工者選定方式	- 2 -
4	事務局	- 2 -
5	参加資格	- 2 -
(1)	参加者の構成等	- 2 -
(2)	単独企業、又はJV構成員に共通する参加要件	- 3 -
(3)	JVの構成員に関する参加要件	- 3 -
(4)	業務別の参加要件	- 3 -
(5)	再委託	- 4 -
6	日程	- 4 -
(1)	プロポーザル公告、現地確認、参加表明等の日程	- 4 -
(2)	VE項目対話の日程	- 5 -
(3)	技術提案書の提出、審査等日程	- 5 -
(4)	契約締結等日程	- 6 -
7	募集要項等の交付	- 6 -
8	現地確認	- 7 -
(1)	申込期間	- 7 -
(2)	申込方法	- 7 -
(3)	現地確認日時の連絡	- 7 -
9	質疑の受付及び回答	- 7 -
(1)	参加表明に関する質疑	- 7 -

(2) 参加表明以外に関する質疑.....	- 7 -
10 参加表明書の作成及び提出方法 .....	- 8 -
(1) 提出期間.....	- 8 -
(2) 提出先 .....	- 8 -
(3) 提出方法.....	- 8 -
(4) 提出書類.....	- 8 -
(5) 提出部数.....	- 8 -
11 VE 項目対話申込書等の作成及び提出方法 .....	- 9 -
(1) VE 項目対話申込に係る提案範囲 .....	- 9 -
(2) 提出方法.....	- 9 -
(3) 対話の実施日等.....	- 9 -
(4) 対話結果の通知及び公開 .....	- 9 -
(5) VE 項目に関する確認 .....	- 10 -
12 技術提案書の作成及び提出方法 .....	- 10 -
(1) 作成及び提案に係る条件 .....	- 10 -
(2) 技術提案書の提出方法.....	- 10 -
(3) 技術提案書の無効 .....	- 11 -
13 審査の実施及び結果の通知 .....	- 12 -
(1) 審査の実施 .....	- 12 -
(2) 審査フロー .....	- 14 -
14 審査基準.....	- 15 -
15 契約に関する事項 .....	- 15 -
(1) 契約の締結 .....	- 15 -
(2) 契約の成立 .....	- 15 -
16 その他 .....	- 15 -

## 1 目的

この要項は、福島県が発注する「全天候型サッカー練習場新営工事」(以下「本工事」という。)において、福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式試行要領(制定平成 21 年 3 月 30 日総務部長依命通達 平成 27 年 3 月 20 日最終改正)(以下「試行要領」という。)第 6 条第 2 項に規定する募集要領を定めるものです。

なお、試行要領中「測量等委託業務」とあるのは、「全天候型サッカー練習場新営工事」と読み替えて、これらの規定を準用します。

また、この要項に定めのない事項については、試行要領に基づくものとします。

## 2 本工事の概要

### (1) 工事名

全天候型サッカー練習場新営工事

### (2) 発注者

福島県

### (3) 工事場所

双葉郡楡葉町大字山田岡字美シ森 8-16 他

### (4) 整備対象施設

全天候型サッカー練習場

※整備対象施設の詳細は、全天候型サッカー練習場新営工事の要求水準書及び基本設計図書を参照ください。

### (5) 対象業務

本工事の対象業務(以下「本業務」という。)は次のとおりです。

ア 整備対象施設に係る実施設計業務(以下「設計業務」という。)

イ 整備対象施設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事(衛生設備工事、空調設備工事)、及び一部外構工事(以下「施工業務」という。)

ウ 東京電力が実施する既存施設の原状回復工事との取り合い部分の設計、施工業務、及び申請業務の調整

※ 工事監理業務は別途発注とします。

### (6) 要求水準

本業務の実施に係る要求水準は、全天候型サッカー練習場新営工事要求水準書(以下「要求水準書」という。)のとおりです。

### (7) 履行期間

ア 契約締結日の日から平成 30 年 8 月 31 日まで。ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えありません。

イ 業務別の履行期間の目安は、以下のとおりです。

実施設計業務： 契約締結の日～平成 29 年 2 月 28 日

施 工 業 務： 平成 29 年 3 月 1 日～平成 30 年 8 月 31 日

(8) 提案上限価格

ア 本業務に係る提案上限価格は、2,712,000 千円(消費税及び地方消費税(8%)を含む。)とします。

※上記金額を超えた提案は失格とします。

イ 各業務の提案価格は、次の金額を目安とします。

実施設計業務： 61,000 千円(消費税及び地方消費税(8%)を含む。)

施 工 業 務： 2,651,000 千円(消費税及び地方消費税(8%)を含む。)

3 実施設計及び施工者選定方式

公募型プロポーザル方式

4 事務局

福島県企画調整部エネルギー課

住 所 〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 本庁舎 5 階

電 話 024-521-7116 F A X 024-521-7912

担当者 佐藤、市村

E-mail energy@pref.fukushima.lg.jp 及び cm01-jvillage@meiho.co.jp

※2つのアドレス両方へ送信してください。

H P <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/>

※本工事の実実施設計及び施工に係るコンストラクションマネジメント業務を、明豊ファシリティワークス株式会社(以下「CMR」という。)に委託を予定しています。

本工事に関し、発注者からの指示に基づいて、CMR から依頼等が行われた場合には、これを発注者によるものとして対応してください。

5 参加資格

(1) 参加者の構成等

技術提案書を提出する者(以下「提出者」という。)は、評価基準日(平成 28 年 3 月 14 日)において、次の各号に掲げる要件を満たしている単独企業、2 者から 4 者によって結成された特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)とします。なお、JV による参加の場合は、施工業務を行う者を代表者(以下「JV 代表者」という。)とします。

(2) 単独企業、又はJV構成員に共通する参加要件

提出者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達)に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- ウ 一般財団法人福島県電源地域振興財団が発注した「Jヴィレッジ復興・再整備 CM 業務委託」及び「Jヴィレッジ復興・再整備基本設計業務委託」の受注者でないこと。
- エ 常勤で 3 か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を、本業務全体の統括責任者(以下「統括代理人」という。)として配置できること。なお、JV による参加の場合は、JV 代表者から統括代理人を配置できること。

(3) JV の構成員に関する参加要件

JV の構成員(以下「構成員」という。)は、次の全て満たす者であること。

- ア 代表者が、参加表明書において明らかであること。
- イ 構成員は、他のJVの構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加しないこと。

(4) 業務別の参加要件

提出者のうち、設計業務及び施工業務を行う者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者としてします。なお、単独企業による参加の場合は、次に掲げる、(ア)設計業務及び(イ)施工業務の両方の資格要件を満たす者としてします。

(ア)設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ② 建築士法第 26 条第 2 項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。

- ③ 平成 18 年度以降に業務が完了した、次の要件を満たす設計業務を元請として履行した実績があること。なお、共同企業体で受注した場合は、代表者として参加した案件のみを実績として評価します。

<要件>

平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添 2 による建築物の類型第三号に該当し、延床面積 3,000 ㎡以上の実施設計業務。ただし、複合施設の場合は、別用途(類型第三号以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡以上の場合に限ります。

- ④ 常勤で 3 か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す資格を有する者を設計管理技術者として配置できること。

(イ) 施工業務に係る要件

施工業務を行う代表者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 建築一式工事について、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ② 平成 18 年度以降に工事及び引渡し完了した、次の要件を満たす工事を元請として施工した実績があること。なお、共同企業体として受注した場合は、代表者として参加した案件のみを実績として評価します。

<要件>

平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添 2 による建築物の類型第三号に該当し、延床面積 7,500 ㎡以上の施工業務。ただし、複合施設の場合は、別用途(類型第三号以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が 7,500 ㎡以上の場合に限ります。

- ③ 常勤で 3 か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す資格を有する者を現場代理人及び監理技術者として配置できること。

(5) 再委託

提出者は、設計業務に関して、専門分野(設計管理技術者、建築(総合)設計主任技術者を除く。)について再委託することができます。ただし、この再委託先は、前記(2)のアからウの参加要件を満たすこととします。また、この再委託先は、本プロポーザルに参加しない者であることとします。

6 日程

(1) プロポーザル公告、現地確認、参加表明等の日程

	内 容	日 程
ア	全天候型サッカー練習場新営工事 公募型プロポーザル公告日	平成 28 年 3 月 14 日(月)
イ	現地確認可能期間 ※休日等を除く	平成 28 年 3 月 17 日(木)から 平成 28 年 3 月 24 日(木)まで

ウ	プロポーザルに係る質疑の受付期間	
	(ア) 参加表明に関する質疑の受付期間	平成 28 年 3 月 15 日(火)から 平成 28 年 3 月 18 日(金) 午後 3 時まで
	(イ) 参加表明以外に関する質疑の受付期間	平成 28 年 3 月 15 日(火)から 平成 28 年 3 月 25 日(金) 午後 3 時まで
エ	プロポーザルに係る質疑への回答	
	(ア) 参加表明に関する質疑への回答	平成 28 年 3 月 22 日(火)
	(イ) 参加表明以外に関する質疑への回答	平成 28 年 3 月 28 日(月)
オ	参加表明書の提出期間	平成 28 年 3 月 15 日(火)から 平成 28 年 3 月 25 日(金) 午後 3 時まで
カ	参加資格確認結果の通知	平成 28 年 3 月 31 日(木) 予定

(2) VE 項目対話の日程

VE 項目の提案を希望する場合には、VE 項目対話により VE 項目の適否確認を受けることができます。

※VE 項目の提案で求める VE (Value Engineering) とは、機能を低下させずコストを低減できる手段又はコストを上げず機能を向上できる手段を採用することにより、コスト縮減と機能・品質の向上を図ることです。

	内 容	日 程
ア	VE 項目対話希望申請書等の受付期間	平成 28 年 3 月 28 日(月)から 平成 28 年 4 月 4 日(月) 午後 3 時まで
イ	VE 項目に対する対話の実施	平成 28 年 4 月 8 日(金)
ウ	VE 項目に対する回答	平成 28 年 4 月 11 日(月)

(3) 技術提案書の提出、審査等日程

	内 容	日 程
ア	技術提案書の提出期間	平成 28 年 5 月 6 日(金)から 平成 28 年 5 月 10 日(火) 午後 3 時まで
イ	一次審査結果の通知	平成 28 年 5 月中旬予定
ウ	二次審査実施日 (プレゼンテーション・ヒアリング)	平成 28 年 5 月中旬予定



エ	二次審査結果の通知	平成 28 年 5 月下旬予定
---	-----------	-----------------

(4) 契約締結等日程

	内 容	日 程
ア	仮契約締結・審査結果の公表	平成 28 年 6 月上旬予定
イ	本契約の成立 (福島県議会での本契約の議決が条件)	平成 28 年 7 月上旬予定

7 募集要項等の交付

以下の資料は、福島県企画調整部エネルギー課のホームページに掲載します。

- (ア) 全天候型サッカー練習場新営工事公募型プロポーザル募集要項
- (イ) 全天候型サッカー練習場新営工事公募型プロポーザル様式集
- (ウ) 要求水準書
- (エ) 全天候型サッカー練習場新営工事公募型プロポーザル審査基準(以下「審査基準」という。)
- (オ) 設計・施工仮契約書(案)
- (カ) 「新生 J ヴィレッジ」復興・再整備計画  
事務局ホームページ掲載期間  
平成 28 年 3 月 14 日(月)から  
平成 28 年 5 月 10 日(火)まで

以下の資料は、電子データを提供します。

- (キ) 基本設計図書
- (ク) 敷地測量データ
- (ケ) 地質調査データ
- (コ) 既存施設竣工図等
- (サ) 関係工事参考資料
- (シ) マスタースケジュール(参考)

電子データの提供期間

平成 28 年 3 月 15 日(火) 午前 9 時から  
平成 28 年 3 月 25 日(金) 午後 3 時まで

※ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。

電子データの提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にて DVD-R を配布します。  
電子データ受領の際、守秘義務誓約書(様式 9)を記入し提出してください。

※交付資料は、本業務の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外

の使用は行わないでください。配布された DVD-R は、情報漏洩のないように適正に廃棄してください。

## 8 現地確認

### (1) 申込期間

平成 28 年 3 月 15 日(火)午前 9 時から

平成 28 年 3 月 18 日(金)午後 3 時まで

### (2) 申込方法

現地確認を希望する場合は、現地確認参加申込書(様式 2)を事務局あてに電子メールにて提出してください。

なお、送信後は、必ず事務局あてに電話にて受信確認を行ってください。

### (3) 現地確認日時の連絡

現地確認日時は、調整の上、事務局より現地確認参加申込書(様式 2)に記載の担当者様へ電子メールにて連絡します。

## 9 質疑の受付及び回答

### (1) 参加表明に関する質疑

#### ア 質疑受付期間

平成 28 年 3 月 15 日(火) 午前 9 時から

平成 28 年 3 月 18 日(金) 午後 3 時まで

#### イ 提出先 事務局

#### ウ 提出方法

質問書(様式 3)に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、事務局あてに電子メールにて提出してください。なお、送信後は、必ず事務局あてに電話にて受信確認を行ってください。

#### エ 回答方法

質疑に対する回答は、一括してとりまとめ回答書(様式 4)を平成 28 年 3 月 22 日(火)(17 時頃を予定)に、事務局ホームページに掲載します。なお、回答内容は、本要項及び関係する仕様書類の追加、修正として取り扱います。

### (2) 参加表明以外に関する質疑

#### ア 質疑受付期間

平成 28 年 3 月 15 日(火) 午前 9 時から

平成 28 年 3 月 25 日(金) 午後 3 時まで

#### イ 提出先 事務局

#### ウ 提出方法

質問書(様式 3)に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、事務局あてに電子メールにて提出してください。なお、送信後は、必ず事務局あてに電話にて受信確認を行ってください。

## エ 回答方法

質疑に対する回答は、一括してとりまとめ回答書(様式4)を平成28年3月28日(月)(午後5時頃を予定)に、事務局ホームページに掲載します。なお、回答内容は、本要項及び関係する仕様書類の追加、修正として取り扱います。

## 10 参加表明書の作成及び提出方法

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により参加表明書を提出してください。

### (1) 提出期間

平成28年3月15日(火) 午前9時から

平成28年3月25日(金) 午後3時まで(休日等を除く。)

### (2) 提出先 事務局

### (3) 提出方法

提出書類は、事務局まで持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送する場合は、受付期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、受付期限までに送付物の到着確認を電話にて行ってください。

### (4) 提出書類

ア 参加表明書(様式1-1、1-2) 1部

(※単独企業の場合は様式1-1、JVの場合は様式1-2)

イ 参加資格確認書(様式1-3、1-4)

参加資格の他、事務所や技術者の資格、実績を確認できる資料を添付してください。(様式番号順に綴り、ページを付して、左上をステープル留めしてください。)

### (5) 提出部数

正1部 副2部 計3部及びCD-R 1部

※CD-R(容量が不足する場合はDVD-Rとする。)に、提出書類の電子データを格納し提出してください。CD-Rへの格納の条件は、次のとおりです。(CD-Rの提出方法は以下同様とします。)

(ア) 提出データ:様式の指定があるものは、PDF形式に変換せず、その他はPDF形式としてください。

(イ) その他:CD-Rは、ウイルスチェックを行ったうえで提出してください。

## 11 VE 項目対話申込書等の作成及び提出方法

### (1) VE 項目対話申込に係る提案範囲

VE 項目対話(以下「対話」という。)により変更を提案することができる範囲は、基本設計図書の内容に限るものとし、要求水準書の記載内容が変更となる提案は不可とします。なお、対話を行わない VE 項目の採用の適否は判定しません。

### (2) 提出方法

#### ア 受付期間

平成 28 年 3 月 28 日(月) 午前 9 時から

平成 28 年 4 月 4 日(月) 午後 3 時まで(休日等を除く。)

#### イ 提出先 事務局

#### ウ 提出方法

提出書類は、事務局まで持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送する場合は、受付期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、受付期限までに送付物の到着確認を電話にて行ってください。

#### エ 体裁及び書式

VE 項目対話申込書(様式 5-1)と VE 項目一覧(様式 5-2)及び VE 項目の内容を説明する参考資料を別綴じとして提出してください。

#### オ 提出部数

(ア) VE 項目対話申込書(様式 5-1) 1 部

(イ) VE 項目一覧(様式 5-2)及び参考資料 8 部

(ウ) CD-R 1 部

※CD-R(容量が不足する場合は DVD-R とする。)に、提出書類の電子データを格納し提出してください。

### (3) 対話の実施日等

ア 実施日 平成 28 年 4 月 8 日(金)

イ 会場等 会場、実施時間は別途通知します。

ウ その他 この対話は、提出者と VE 項目検討会議(基本設計の受注業者及び CMR を含む。)により対面形式で行います。

### (4) 対話結果の通知及び公開

対話結果は、提出者に対してのみ電子メールにて、平成 28 年 4 月 11 日(月)(午後 5 時頃を予定)に通知します。

また、対話結果のうち、事務局が全ての提出者に開示すべきと判断した項目は、提案者から承諾を得たうえで、平成 28 年 4 月 12 日(火)(午後 5 時を予定)に、事務局ホームページに掲載します。

(5) VE 項目に関する確認

対話において、確認事項を伝えて保留とした提案、又は適とした提案のうち、内容の確認を要すると判断した提案については、対話結果を通知した日から1週間以内を目安に再度、対話を行う場合もあります。

12 技術提案書の作成及び提出方法

(1) 作成及び提案に係る条件

ア 作成に係る条件

要求水準書、及び基本設計図書に示す機能等を満たすとともに、その設計思想を尊重し、技術提案書を作成してください。

イ 提案に係る条件

要求水準書、及び基本設計図書の内容に基づき、機能面、コスト面を総合的に検討するとともに、VE 項目対話においてVE項目検討会議が適と判断した内容を反映できるものとし、基本設計図書に示された内容を変更した上で、提案を行うことができます。

ウ 配置予定技術者の条件

(ア) 統括代理人:要求水準書第4章1-(2)-ア

(イ) 設計管理技術者及び設計主任技術者:要求水準書第4章-1-(2)-イ

(ウ) 監理技術者及び現場代理人:要求水準書第4章-1-(2)-ウ

(エ) 施工主任担当者:要求水準書第4章-1-(2)-ウ

(オ) 技術提案書に記載された配置予定技術者の変更は、原則として認めません。ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情により配置予定技術者を変更する場合で、技術提案の配置技術者と同等以上の者と発注者が認めた場合を除きます。

(2) 技術提案書の提出方法

ア 提出期間

平成28年5月6日(金)午前9時から

平成28年5月10日(火)午後3時まで(休日等を除く。)

イ 提出先 事務局

ウ 提出方法

提出書類は、事務局まで持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送する場合は、受付期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、受付期限までに送付物の到着確認を電話にて行ってください。

エ 提出部数

(ア) 技術提案書(様式8-1)

1部

(イ) 提案価格見積書(様式7-1,7-2)

1部(封書にして提出)

(ウ) 実績・体制審査に係る提案書(様式 8-2-1～8-2-5)	正1部副1部 計2部
(エ) VE 項目資料(様式 8-3-1～8-3-2)	正1部 副1部 計2部
(オ) 技術審査に係る提案書(様式 8-4-1～8-4-6)	正1部 副7部 計8部
(カ) 共同企業体協定書(様式 6)	1部
(キ) CD-R	1部

※CD-R(容量が不足する場合はDVD-R)には、提出書類の電子データを格納すること〔提案価格見積書及び提案価格見積書(内訳書)を除く〕。

#### オ 体裁及び書式

- (ア) 技術提案書(様式 8-1)は、代表者名の記名押印をし、他の書類とは綴じ込まず、頭に添えて提出してください。
- (イ) 各書類は様式集に示された指定様式、順番、用紙サイズ及び枚数制限に従い作成してください。また、それぞれにページを付して、左上をステープル留めしてください。
- (ウ) A3 判様式は、A4 判様式の大きさに折り込んでください。
- (エ) 技術提案書の作成に当たっては、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は、一切記載しないでください。記載のある場合には、事務局にて黒塗りとする場合があります。
- (オ) 使用する文字のフォントは、10.5 ポイント以上(図表内の文字は制限しませんが、見やすさに配慮してください。)としてください。また、図表等を適宜活用して分かりやすい表現としてください。
- (カ) 用紙の余白は、左右、最低 20mm 以上を確保してください。(ページ番号は除く)。
- (キ) 提案価格見積書(様式 7-1)及び提案価格見積書(内訳書)(様式 7-2)は、封筒に入れて封印し、本工事名、提案価格見積書在中である旨及び提出者名を明記してください。
- (ク) 提出した提案価格見積書(様式 7-1)及び提案価格見積書(内訳書)(様式 7-2)の訂正はできません。

#### カ その他

都合により技術提案書の提出ができない場合は、参加辞退届(様式 10)を提出してください。

#### (3) 技術提案書の無効

次のいずれかに該当する提案は、無効とします。

- ア 提出者が前記「5 参加資格」を満たしていない場合。
- イ 技術提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合(技術提案書の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。)なお、提出期限までに技術提案書が到着しないことを理由に技術提案書を無効

とした場合、特定記録郵便または簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けません。

- ウ 技術提案書の様式及び本要項に示された条件に適合しない場合。
- エ 技術提案書その他の一切の書類中に虚偽の内容が記載されている場合。
- オ 提出者が2つ以上の技術提案書を提出した場合。
- カ 技術提案書提出から契約までの間に、技術提案書に記載した配置予定技術者が、本業務に携わることが困難となった場合。ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除きます。
- キ ヒアリング当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除きます。
- ク 提出者が、Jヴィレッジ全天候型サッカー練習場新営工事公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員又は関係者に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。

### 13 審査の実施及び結果の通知

#### (1) 審査の実施

本業務の受注候補者、及び次点候補者の選定は、学識経験者、施設関係者及び福島県職員で構成する、審査委員会において、技術提案書やプレゼンテーション・ヒアリングによる厳格な審査により行います。

#### ア 審査委員

若井正一（日本大学 名誉教授 上席研究員）

渡部和生（日本大学工学部 特任教授）

遠藤明子（福島大学経済経営学類 准教授）

小野俊介（株式会社日本フットボールヴィレッジ 取締役統括部長）

長島敏彦（一般財団法人ふくしま市町村支援機構 業務部次長）

県企画調整部次長

県企画調整部エネルギー課長

県土木部営繕課長

#### イ 参加資格の確認

提出者が、前記「5 参加資格」を全て満たしているかどうかを確認します。

参加資格の確認結果は、参加表明書の提出者全員に対して、平成28年3月31日(木)までに書面にて郵送で通知します。なお、前記「5 参加資格」を満たすものが2者未満の場合の取扱いは、審査委員会において協議の上、決定します。

#### ウ 一次審査

審査委員会にて、ヒアリング対象者として上位5社以内を選定します。

審査結果は、技術提案書の提出者全員に、書面にて郵送で通知します。

#### エ 二次審査

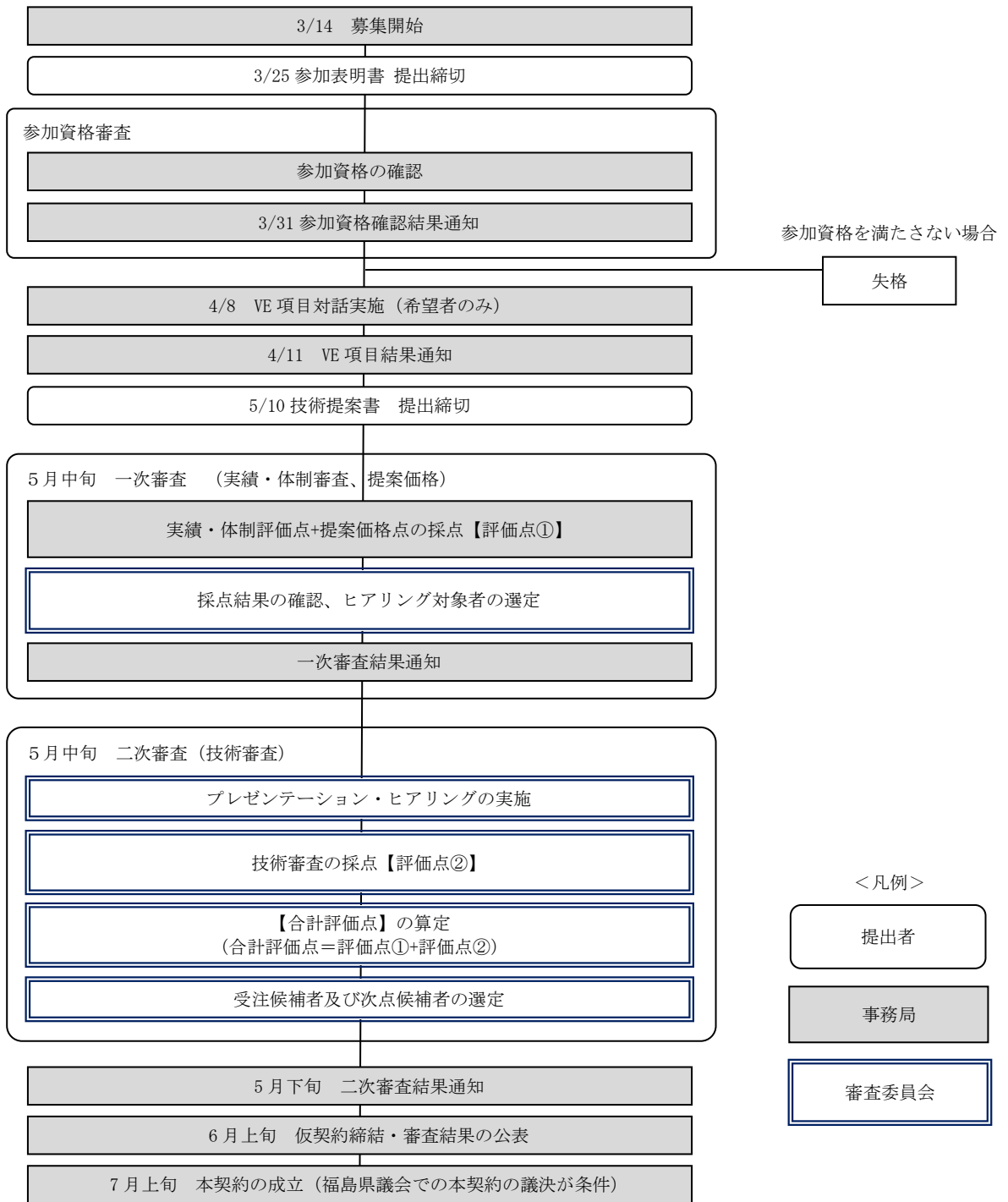
プレゼンテーション、ヒアリング(以下「ヒアリング等」という。)を実施し、受注補者1者、次点候補者1者を選定します。審査結果は、ヒアリング対象者全員に、書面にて郵送で通知するとともに、審査結果を事務局ホームページに掲載します。

#### <ヒアリング等実施方法>

- (ア) 実施日時(5月中旬を予定)及び会場は、別途通知します。
- (イ) ヒアリング等の出席者は、技術提案書に記載した配置予定技術者の中から選出し、総勢4名以内とします。なお、そのうちの1名は、様式8-2-1に記載された統括代理人とします。
- (ウ) プレゼンテーションは、提出者が提出した技術提案書、及びそこに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めません。スライド用のパソコンは持参してください。(プロジェクターやスクリーンは、事務局で用意します。)
- (エ) プレゼンテーションの持ち時間は20分、その後に、審査委員からのヒアリングを20分程度行う予定です。
- (オ) ヒアリング等の際に提出者は、提出者名を公表してはなりません。
- (カ) ヒアリング等への出席等に係る費用は、提出者の負担とします。



(2) 審査フロー



## 14 審査基準

別紙、審査基準のとおり。

## 15 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

審査委員会で選定された受注候補者と契約交渉を行いますが、次の一つに該当する場合は、その者とは契約の締結を行いません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合。

イ 福島県から入札参加資格制限を受けることとなった場合。

ウ 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合。

エ 技術提案書の無効が判明した場合。

### (2) 契約の成立

ア 受注候補者は、発注者と見積合わせを行い、仮契約を締結します。

イ 本工事の仮契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとします。

## 16 その他

(1) プロポーザルの参加に係る費用は、全て提出者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱いについて

ア 提出書類は返却しません。

イ 提出書類は、参加表明書、技術提案書の審査以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された技術提案書は、提出者の技術情報保護の観点から、原則として非公開としますが、提出書類に虚偽の記載のあった場合等、必要に応じて開示することもあります。なお、開示する際は、技術提案書の写しを作成し使用することができるものとします。

エ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を提案書類の作成に使用することにより生ずる責任は、提出者が負うものとします。

オ 原則として、参加表明書及び技術提案書の提出後、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めません。

(3) 技術提案書の作成のために事務局から受領した資料は、一切、公表及び他の業務に使用することはできません。

(4) 技術提案書に基づく本業務の履行ができなかった場合は、契約金額の減額、

損害賠償請求、契約解除、違約金の請求などの措置を行う場合があります。

- (5) 技術提案書の提案内容が、本業務にそのまま採用されるものではありません。
- (6) 受注候補者は、技術提案書に記載した提案価格見積額を超えて契約をすることはできません。